

書評

Justices and Presidents : A Political History of Appointments to the Supreme Court

by

Henry J. Abraham

New York : Oxford University Press, 1974.

釜田泰介

司法審査制は議会において多数者の表明した意思の法的効力を裁判所が憲法に照らして判定するところにその特質がある。そしてこの制度が達成しようとしている理念は制限政体の理念、すなわち時代により変わっていく多数者の意思は多数者の意思なるがゆえに絶対性をもつというのではなく、多数の意思といえども越えてはならない制約をうけているという考え方である。しかしこの理念の正当性が確認されるということとその制約の認定権を裁判所が行使するということとは必然的関連性を持たないのであり、どのようにしてこの理念を制度上保障するかということが、一般に憲法を制定する際に直面する重大事項となるのである。

アメリカ連邦最高裁に代表される司法審査制はこの権限を裁判所に行使させるという形をとった典型的な例であり、かつこれが20世紀の世界に与えた影響は英の議会制度と比肩するものといえよう。議会が表明する多数者の意思を議会自らが抑制するのではなくその抑制権を裁判所という他の国家機関が行使するアメリカの制度は、その権限行使結果がアメリカ政治過程の中で果す機能の重大性からして多くの注目、論争を呼び起してきただ。一つはこのような制度そのものがアメリカ憲法の構造下で認められているのかという基本的問題であり、いま一つはこれがかりに認められているとした場合その司法審査権そのものに対する制約は存在するのかということである。これら二つの問題はこの200年におよばんとする司法審査制度の運用過程の中で政治的影響の強い判決が下される度にくりかえし論じつけられることである。この論争の根底には裁判所の憲法判断はつまるところ各時代に最高裁に座している裁判官の個人的色彩により左右されるというアメリカ国民の経験を通して得たリアルな常識が横たわっており、多分に具体的人物とのかかわり合

いで最高裁論争は展開されている面が強いのである。多数者の意思である法律そのものが議会の構成員により変わるという面を強く示すのと同じように、憲法という客観的規範の解釈作業も具体的には人というものの強い結びつきにより変るという面を含んでいるものであるということなのである。ここに至って最高裁判事に誰がなるかという人事問題は、大統領、議員の選挙よりもっと重大な面をもっているのである。それはまさに中世における神の法、自然法の内容を誰が認識し宣告するかという問題と同じようなことなのである。本書は1789年より1972年に至るまでの最高裁判所の歩みを最高裁裁判官の人事という側面より光をあてて解説せんとしたものである。すなわち誰がどのような人物をどのような意図で裁判官に指名し、その指名に対し上院はどのような反応を示したか、そして上院の承認をえられた裁判官は任命後どのような憲法解釈を示したか。その判決は任命権者の意図との関係でどのように評価されるかということを解説していくのである。

著者はまず第一章の Prefatory Remarks: The Nixon Eraにおいて、1930年代の F. Roosevelt 大統領以来の事件としてアメリカ国民の目を最高裁に向けるに至った Johnson 大統領末期から Nixon 大統領就任後に至る1968—1971年の3年半におきた人事々件を再現してみせる。1968年6月26日 Johnson 大統領は、Warren 長官は辞任の意思をもっていることと、その後任として Abe Fortas 判事を任命したいことを表明した。この人事は明らかに次に共和党大統領が誕生するという予測を前提とした人事であったとすれば、それに続く3ヶ月間の上院の Fortas 攻撃という対応もまた政治的意図を内にもつものであったといえよう。その結果 Fortas は大統領に自分の名前を撤回す

るよう頼み同時に Warren 長官は辞意を撤回し翌年 1969年5月末まで長官をつとめたのであった。Nixon 新大統領は1969年～1971年までの間に4人の判事を任命した。彼は選挙中すでに新人事で考察すべき選考基準として法と秩序を重んずる者、憲法の厳格解釈者、判事経験をもつ者、南部出身の法律家等、明らかに前長官 Warren 時代の最高裁判決を意識したものをあげていた。まず Burger コロンビア地区連邦控訴院判事を長官に任命したのち、退職した Fortas 判事の後任として指名した南部出身の C. F. Haynsworth 連邦判事は1969年11月21日、55：45で上院の拒絶を受け、続いて指名した同じく南部出身の G. H. Carswell 連邦判事も1970年4月9日、51：45で拒絶され、ついに南部を放棄しミネソタ出身の Blackman 判事の誕生をみたのであった(1970年6月22日)。続いて1971年9月健康上の理由で退職した Black, Harlan 両判事の後任人事問題が起きた。今度は Nixon 大統領は6名の候補者の適格性につき American Bar Association へ問い合わせをするという方法をとったがその審査内容が新聞にもれるに至り、この人事は大統領がこの6名をひっこめ Powell 元 A. B. A. 会長をまず指名、つづいて Rehnquist (U. S. Assistant Attorney General) を指名することでかろうじてこの難をのりこえたのであった。

第二章 How They Get There : Court Staffing

ここでは大統領の最高裁人事を分析した結果著者は連邦判事の任命過程に注目すべき三つの重大な要素の存在を指摘する。第一は候補者の属している政党のリーダーの承認を得ずに大統領が指名をしても上院の承認を得るのはむつかしく、特に本人の出身州選出の上院議員の同意を得ることがもっとも重要なかぎとなっているということである。Cleaveland 大統領は1893年 Blatchford 判事の後任人事でニューヨーク州出身者を同州選出上院議員の反対にもかかわらず指名強行をして上院の拒絶にあった¹⁾。これが“Senatorial Courtesy”の発動といわれているものである。第二にすでに在職している現職判事が将来の同僚につき相談をうけるということである。特に最高裁人事に与える最高裁長官の発言力は大きいとする。この顕著な例は Taft 長官で彼は大統領と最高裁長官を両方とも経験したアメリカ史上の例外的人物であるが1921年 Harding 大統領により長官に任命されてからの Harding

の他の三名の人事にはことごとく強い影響を与える、大統領は Taft の承諾をえられない者の任命をひかえたといわれている。大統領が1922年最高裁へと考えた Learned Hand ニューヨーク州判事や Cardozo 判事の最高裁入りがおくれたのも Taft の発言によるとされている。このような影響力をもった他の長官としては C. H. Hughes (1930—41) 長官、H. F. Stone (1941—46) 長官、Earl Warren (1953—69) 長官をあげている。以上二つの要素は19世紀以来今日に至るまで存在しているのであるが、第三の要素の出現は比較的新しい。それは American Bar Association のもつ影響力である。これは Truman 大統領が A. B. A. に連邦判事候補者の資格評定を依頼してからなされるに至った慣行である。Johnson 大統領は A. B. A. が資格なしとした者を指名しなかったとされている。Nixon 大統領指名の Blackman 判事の審査は約200名の者に interview をし、同判事が今までに書いた法廷意見を全部審査するというほど徹底したものだった。しかしこの大統領と A. B. A. の信頼関係は Black, Harlan 両判事の後任人事をめぐる前述の6人の候補者の審査結果を Attorney General が受けとった一時間のちに報道されたことが原因で非常に悪くなった。

今日までに136件の最高裁判事が指名されそのうち26件は上院の拒否にあった。その拒絶理由を著者は次の6点に求める。①指名者である大統領に上院が反対していたのでその候補者が拒絶された。(John Tyler 大統領が上院へ6名送り5名の拒否をうけたのをはじめ最近の Fortas の例がそれである)。②被指名者が重要な社会問題に関し表明した見解、立場が原因で拒否 (Grant 大統領が指名した Ebenezer R. Hora が A. Johnson 大統領の弾劾に反対したことが理由で拒否されたのをはじめ Haynsworth, Carswell もこの例とする)。③判決に対する反対 (Fortas が拒否された理由の一つに Warren Court の判決傾向全体が影響したとしている)。④地元上院議員の反対をおして上院にかけ拒否 (Senatorial Courtesy)。⑤本人の政治的見解(立場)に対する不信 (Grant 大統領が S. P. Chase 長官の後任に Caleb Cushing を指名したが彼はあまりにも政治的立場を変えすぎたことが理由で拒否された)。⑥最高裁判事としての資格を欠くという理由 (Carswell の例)。以上6つの拒絶理由が考えられるが、著者はこの拒絶された26名がもし上院のメンバーであったなら承認されていただろうとする。それは上院は現役の成員に対しては例外(Hugo Black)もあるが、一般に自動的に承認を与えているからであ

1) その結果、同大統領はニューヨーク出身者をあきらめ、上院のリーダー Edward D. White を任命した。

る。(一般には判事としては失敗人事とされている二人の上院議員 James F. Byrnes, Harold H. Burton がその例)。

第三章 Why They Get to the Supreme Court : Qualifications and Rationalizations

現在までに100名の最高裁判事が誕生している。(ただしそのうちの3名 White, Hughes, Stone は長官と判事とを経験しているから実際には103の判事職が成立したことになる)。この100名の者はどのような理由で最高裁入りをしたのか。アメリカ憲法も法律も連邦判事の資格要件を法定していない。著者はこの100人の判事誕生の過程分析により大統領は次の4つの点に注意を払い指名者の資格有無を判断しているということが一般に言えるとする。第1は本人が最高裁判事として任務を遂行する能力を有していること。ここでは知的能力、本人が特定法領域に関し持っている法律学力に対する評判、判事、弁護士、議員、行政官としての経験、本人の人格的高潔性、年令等が考慮に入れられる。第2として大統領との個人的関係。例えば Taft と Lurton, Wilson と Brandeis, Truman と Burton, Vinson, Clark, Milton, Kennedy と White, Johnson と Fortas をあげている。第3として地域、宗教の均衡を保つことも考慮される。地域は特に19世紀の大統領にとっては第一に考えるべき事項であったとする。例えば Lincoln の Samuel F. Miller (Trans-Mississippi lawyer) と Steven J. Field (California) 人事とか最近では Nixon の Haynsworth, Carswell 人事がある。もちろん地域性を無視した例もある。(Wilson はすでに Mass. 出身の Holmes が在席している下で Brandeis を任命、Foover もニューヨーク出身者が Stone, Hughes と二人もいる下で Cardozo を任命した)。宗教についてはすでに Catholic Seat (今日まで Taney に始まり Brennan まで6人) と Jewish Seat (Brandeis から Fortas まで5人が占めているが Nixon は Fortas の後任として3人の Protestant を指名した) とがある。著者は今後、人種 (Black Seat — 現在 Thurgood Marshall 判事がいる) とか性 (Women's Seat) に関する配慮もするという事態が遠からず出現するとする。第4として政治的立場、憲法上の解釈を含むものの考え方が大統領と一致していることを考慮を入れる。これは必ずしも被任命者が大統領と同じ政党に属しているということが重視されるのではなく、実際に本人の立場が大統領に近いかということがもっとも重視される点である。(共和党大統領が9名の Democrats を任命し、逆に民主

党大統領が3名の Republicans を任命している)。著者はこの候補者のもっている眞の立場こそ他のいかなる選定基準にもまして大統領が重きをおいている点であるとする。そしてその意味においてすべての大統領は大なり小なり最高裁を自分の側につけるための試み (Court Packing) をしてきたのであって、これは一人 Roosevelt 大統領だけがこころみたことではないとするのである。そのために大統領は候補者の過去の立場を可能なかぎり掌握しそれにより判事の将来の法廷での投票行動を予測したうえで任命しているのである。ただしこの予測期待が裏切られないという保障は何もないのであり、かつ実際にそのような事例は数多く存在していることを著者は指摘する。(例えば J. Madison と Joseph Story との関係、Teddy Roosevelt と Holmes, Woodrow Wilson と James C. McReynolds との関係)。

今日までの103件の人事に共通する面を解明するここまで部分は最高裁判事任命史の総論の部分ともいえるところである。以下著者は6つの時期 (1789—1829, 1829—1869, 1869—1901, 1901—1933, 1933—1953, 1953—1969) 区分をしたうえで、その各々の時期にいかなる人物が最高裁判事に、どのような理由で任命されたか、そして任命された者はその後どのような憲法判断を示し、その判断は任命権者の期待との関係でどのように評価されるかを100名の判事につき個別的に検討していく。次にこの各論的部分を概観してみたい。

第四章 The First Forty Years : From George Washington Through John Quincy Adams (1789—1829)

Washington 大統領はどの大統領よりも明確な判事選定の基準をもっていたとする。それは①憲法を支持している、②革命で顕著な働きをした、③連邦または州の政治に積極的に参画している、④下級審判事の経験がある、⑤Washington との個人的結びつきがあるかまたは友人の評価が高い、⑥地理的適合性ということであった。これらのうちでもっとも重視されたのは①の憲法の原則を唱道する者で、特に連邦制の考え方の支持者であることがあった。Washington は10名の判事を任命しているがそのうちの7名は1787年の憲法制定会議出席者であった。彼は連邦制度を支える要素としての司法部を考えていたので強力な司法制度の実現を念願していた。10名の者は反連邦的判決または反連邦的な立場の少数意見を下していない。その意味でこれらの者の業績は Washington の期待通りといえ

る。John Adams 大統領は 3 人の任命をし、その基準としては確固とした連邦主義思想と地理条件とを重んじた。彼の人事中もっとも重要なことは John Marshall (1801～1835)長官を誕生させたことである。Marshall は最高裁の地位を向上させ、前述した Washington の夢を実現させた人物である。彼の功績により最高裁内部のフェデラリスト的考え方は確固たるものになり、その後 Jefferson, Madison, Monroe の三人の大統領が計 6 名の Loyal Republican Democrat を最高裁へ送りこんだが、この傾向を変更さすことができないのである。すなわち Jefferson は 1807 年最高裁判事定員を 6 名から 7 名に増加することに成功しながら、彼が送りこんだ 3 名は Johnson 判事の例外的事例はあるが少くとも他の 2 人 (Livingston と Tod) は Marshall に協力することで任命者を失望させた。Madison により偉大な Joseph Story 判事 (1811～1845) の誕生を迎えるが、その業績は Marshall に近いもので Madison を失望させている。

第五章 The Next Forty Years : From Andrew Jackson to Andrew Johnson (1829～1869)

このような Marshall の指導下にあった最高裁に決定的変更を試みるのは Jackson 大統領である。彼は選考基準としては Party Loyalty を第一に考え 6 名²⁾を最高裁へ送りこんだ。その中に新長官 Roger B. Taney (1836～1864) がいる。Jackson 任命の 6 名は必ずしも Jackson の期待に応えたとはいえない。たしかに Taney の指導の下に裁判所は state's rights で anticorporation を支持する立場への変化を示したが、H. Baldwin (1830～1844) と J. M. Wayne (1835～67) 両判事は Jackson の路線からかなり逸脱し連邦主義的判断を示したし、また Taney 自身も Marshall の築いたとりで打ちこわすどころか、最高裁を憲法問題に最終的判断を下す機関とする司法主権の考え方を育成堅持する態度を示したのである。Van Buren 大統領は Jackson の流れを受けついで 2 人を任命し、この 2 人はいずれも彼の期待を裏切らなかった。Harrison の後任者 Tyler は 2 つの空席をうめるために 6 名の指名をしつつも 5 名まで上院の

拒絶にあうという史上最高の記録を残したが唯一の Samuel Nelson (1845～1872) 判事はジャクソニアンの期待通りの足跡を残した。その後 Polk が 2 人任命。Filmore は Dred Scott Case で反対意見をのべその直後辞職した Benjamin Nathan Curtis 判事 (1851～1857) を生み出している。続く Pierce は強硬な州権論者にして厳格解釈派のアラバマ出身の John A. Cambell (1853～61) を任命している。Cambell 任命に際しては当時の最高裁判事全員が大統領に Cambell 支持の手紙を書いたと伝えられている。彼は個人的には Secession と戦争に反対であったが 1861 年辞職して南部側に加わるのである。数回にわたり最高裁入りの機会を与えられながら大統領になるためそれを見送ってきた Buchanan は 66 才にしてついにその機会をつかみ自ら Nathan Clifford (1858～1881) を一人だけ送りこんだ。続いてこの期における第二回目の大きな人事 (5 名) を動かした Lincoln 大統領が登場する。Lincoln は基準として戦争遂行上に裁判所判事が及ぼす効果を第一に考えた。彼は奴隸制と戦争に対する考え方で疑念なき者を任命しようとした。N. H. Swayne (1862～1881), Miller (1862～1890) は Lincoln の期待をうらぎらず、D. Davis (1862～1877) は大統領死後は ex parte Milligan 判決を書き、1863 年法の判事増員 (9 名から 10 名) により誕生した Field (1863～1897) は Lincoln 死後は laissez fair economics の代表者となっていく。Lincoln は長官人事にも手をつけ Taney の後任として S. P. Chase (1864～73) を任命した。Chase は Reconstruction に関する彼の見解に対する Lincoln の信頼にもかかわらず戦後議会に反対を示したしまだ Legal Tender Act of 1862 を違憲とするなど任命者の意に反する行動が Lincoln の死後みられる。1865 年 5 月 Catron 判事が死去したので Andrew Johnson は Attorney General の H. Stanberry を指名するが、議会はこの人事を決定しなかっただけでなく Catron Seat を廃止する法律を通した。さらに同法但書では将来欠員が生じた場合には、判事数が 7 名を割らないかぎり空席をうめずとなっていた。この法律のため Johnson 大統領は 1867 年の欠員人事を補充できず、結局彼は 1 人も最高裁判事を任命しなかった 3 人の大統領のうちの 1 人として終ったのである³⁾。

2) Act of March of 1873 により最高裁判事数を 9 名に増員した。その結果 Jackson は John Catron (1837～1865) と William Smith を任命するが Smith は上院の承認をうけつつも判事職の給料を不満として辞退した。したがって任命された者の数は 6 名。

3) 他の 2 人には W. H. Harrison (1841) と Taylor (1849～50) の Whig 派両大統領がいる。この 3 人以外は全員少くとも 1 人の判事を在職中最高裁へ送りこんでいる。

第六章 Balance of the Nineteenth Century : From Ulysses S. Grant to William McKinley (1869—1901)

Grant 大統領が誕生するや議会は 1869 年に判事数を 9 名に増員する法律を通す。Grant は 4 名の判事を任命するが彼のねらいは裁判所を Republican Loyalists で占めることであった。しかし実際に任命した 4 人のうち W. Hurst (1872—82) を除く 3 人は Civil War Amendments にもとづく法律に反対する立場を表明し Grant の期待を裏切っていくのである。その中には M. R. Waite 長官 (1874—1888) もいたのである。続く Hayes 大統領は John Marshall Harlan 判事 (1877—1911) を生み出すと同時に、1852 年 Campbell 判事が辞職して以来はじめて南部 (Georgia) 出身の William B. Woods (1880—1887) を任命し南北の傷をいやさんとするのである。Cleveland (1885—89)—Harrison (1889—93)—Cleveland (1893—97) と続いた期間に両大統領は計 8 名の判事を任命している。その選定基準の特質と選出された者の傾向は財産権に対する政府の干渉を排除する経済的保守主義にある。特に Cleveland 大統領の手による Melville Weston Fuller (1889—1910) 長官はその保守的な社会、経済、政治観を大統領と共にしていた。Fuller 長官の指導下にこれらの者は大体において契約の自由を重視し、政府の規制を排する考え方を示す。その中でも D. J. Brewer (1889—1910), R. W. Peckham (1895—1909) は超保守的な経済的自由放任主義とこの領域における司法積極主義の姿勢を示すのである。

第七章 Into the Twentieth Century : From Theodore Roosevelt to Franklin Roosevelt, 1901—1933.

Fuller Court の傾向に批判的な T. Roosevelt は判事選定の基準として進歩的政治観をもっていることをあげた。しかし彼が任命した 3 名の者は最後の Moody 判事 (1906—1910) を除いては Holmes (1902—1932) 判事も彼を大いに失望させるのである。続く Taft 大統領は 6 名を任命している。その中には Charles Evans Hughes (1910—1916)⁴⁾, Edward D. White

4) Hughes は 1910 年 5 月 2 日に判事に就任した。その直後同年 7 月 4 日 Fuller 長官が死去しその後任長官の声も強かったが Taft はその道を選ばなかつた。現職判事が White を望みかつ T. Roosevelt が Hughes を嫌ったことが理由とされている。1916 年大統領選立候補のため最高裁を去り、後 1930 年 Taft の後任長官として最高裁へ帰ってくる。

(1910—21) 長官の誕生と後にニュー・ディール立法に反対する 4 人の保守派判事 (Four Horsemen) の 1 人, Willis Van Devanter (1910—37) を生み出しているのである。自由進歩の政治観 (特にトラスト解消論者) を資格要件にかけた Wilson 大統領の人事は興味深い。後にニュー・ディールの 4 名に加わる McReynolds (1914—41) 判事に大きな期待をかけ任命し大きく裏切られていることと、大きな反対を押し切って Brandeis 判事 (1916—1939) を任命したことである。Harding 大統領は Taft 長官を誕生させ、その影響下に前述した Four Horsemen の理論的指導者 George Sutherland (1922—38) 判事と、いま 1 人の騎士 Pearce Butler (1922—39) 判事を最高裁に加えたのである。Coolidge 大統領が任命する唯一人の判事は Amherst 大学時代の友人である Attorney General の Harlan Fiske Stone (1925—1946) である。Stone 判事は予想を裏切り Holmes-Brandeis 派に属することで Coolidge を失望させる。Hoover 大統領は Hughes の後任長官 Taft と L. Roberts (1930—1945) 判事を送りこみ、そして Holmes 判事の後任として Cardozo (1932—38) 判事を誕生させるのである。世論の熱烈な要望により生れた Cardozo 判事をもってこの時期は終る。

第八章 The Court Alters Course : F. D. R. and Truman (1933—1953)

Roosevelt が大統領に就任した時点の最高裁は Four Horsemen 並びに Hughes-Roberts⁵⁾, 对 Brandeis-Stone-Cardozo とそのグループ化が可能であった。1933 から 1936 年 Roosevelt の計画はこの多数派に徹底的に阻止された。したがって同大統領の判事選定基準は一貫してニュー・ディール政策の絶対支持、特に政府の規制権を認めることにおかれていった。1937 年の裁判所改革が失敗したのち、人事の機会に恵まれた同大統領は 9 名という Washington 大統領につぐ大量の判事を最高裁に送りこむのである。その内容は Four Horsemen の後任として Black (1937—1971), Reed (1938—57), Murphy (1940—49), Byrnes (1941—42)⁶⁾ 各判事を送りこみ、Cardozo-Brandeis の後任として Frankfurter (1939—62) と Douglas (1939—1975) 両

5) Roberts と Hughes は 1937 年 3 月 29 日の West Coast Hotel v. Parrish, 300 US 379 判決で Brandeis-Stone-Cardozo 派へと変る。

6) 1942 年大統領の要請で Assistant President for Economic Affairs へ転出、後任として Rutledge (1943—49) 判事を任命。

判事が登場する。そして Hughes 長官の後任として Stone 判事を長官に昇格し、その後に Robert H. Jackson (1941—54) を任命するのである。Truman 大統領の人事は昔なじみ人事 (Crony Appointments) といわれているもので、その 4 名は大統領をして「私の最大の誤り」といわせた Clarke 判事を除き、他 Vinson 長官、Burton 判事、Minton 判事は判事としては一般に最低と評されている。これに対し Eisenhower 大統領のとり扱った人事 5 人は Whitaker 判事を除き Warren, Harlan, Brennan, Stewart 各判事とともに高い評価をうけている。ただ、任命者の Progressive Republicanism という期待を Warren 長官 (1954—1969) は大きく裏切り、この意味で大統領の意図に反した人事のもっとも新しい例を示しているのである。(最近の人事については第 9 章 The Almost Immediate Part : From Ike Through L. B. J., 1953—1969. で詳しく取り扱っているが略す)。

以上が本書の内容の概略である。著者が本書において解明せんとした問題は 2 つある。第 1 は判事任命権者の任命の動機の解明である。そのために 36 代までの大統領で最高裁判事任命の機会をもった 33 名の者の判事選定基準を分析するのである。各大統領によりその具体的内容を異にしつつもそこには共通する原則が貫ぬかれていた。それは裁判所構成員を自分と同じ憲法解釈に立つ者で占めようという意図である。判事に関する人事はこのような傾向を有しているという印象を各時代に生きたアメリカ国民は恐らく経験によりそれぞれの大統領に対し有していたであろうが、本書はその印象の実在性を 136 件に及ぶ人事を分析することにより客観的に立証してみせたところに意義があるといえよう。著者は分析の結果、大統領がもつ Court

Packing の意図それ自体は任命される人物が判事に価するかぎり誤りではないと結論している。

第 2 に解明せんとしたことは任命権者の意図と被任命者の裁判所における行動との関係を解明することであった。各判事の判決意見を分析することでその合致の有無を吟味しこれに客観的判定を下そうとしている姿勢が一貫して読みとれる。その分析の結果、大統領の意図が達成されるかたわらその期待を大きく裏切るという中世英国の Coke 判事の事例を想起させる事態も多く存在していることが明らかになった。このような事態の出現は司法審査制を機能さす上で必要不可欠な裁判官の独立性という観点からして興味深い現象であると同時に、それは少数者の人権保護の機能を期待されている最高裁にとって望ましい姿ともいえよう。このように裁判官が任命者の手を離れ独立していく過程を客観的に解明した点にも本書の特質があるのである。

本書は著者が 1950 年代半ばから数年をかけてペンシルバニア大学で行った憲法並びに司法過程に関する大学院生向けセミナーの成果をもとにその後 20 年間暖めつけた労作である。300 頁余りの一冊の本に 200 年に及ばんとする最高裁判所の人的変遷過程を収めることは至難のわざといえよう。著者はこの作業を十分に果しているのである。どの部分をとり上げても著者は研究の方向性を見失うことなく一貫した分析を行っており、最初から最後まで変らぬ緊張を与える簡にして要をえた最高裁判所小史といえよう。

著者は現在ヴァージニア大学教授で、他に *Freedom and the Court* (1972), *The Judicial Process* (1975) という裁判過程に関する類書を公にしている。

(同志社大学法学部助教授)